

発委第2号

一関市議会基本条例等の一部を改正する条例

(一関市議会基本条例の一部改正)

第1条 一関市議会基本条例(平成19年一関市条例第41号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則(第1条—第3条)</p> <p>第2章 議員の責務及び活動原則(第4条・<u>第5条</u>)</p> <p>第3章 議会運営等の原則(第6条・第7条)</p> <p>第4章 市長等との関係(第8条—<u>第10条</u>)</p> <p>第5章 議会の権能の強化(<u>第11条—第15条</u>)</p> <p>第6章 市民との関係(第16条—<u>第18条</u>)</p> <p>第7章 議会改革の推進(<u>第19条・第20条</u>)</p> <p>第8章 政治倫理(第21条)</p> <p>第9章 議会事務局等(第22条)</p> <p>第10章 補則(第23条・第24条)</p> <p>附則</p> <p>第6条～第8条 [略]</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則(第1条—第3条)</p> <p>第2章 議員の責務及び活動原則(第4条—<u>第6条</u>)</p> <p>第3章 議会運営等の原則(<u>第7条・第8条</u>)</p> <p>第4章 市長等との関係(<u>第9条—第12条</u>)</p> <p>第5章 議会の権能の強化(<u>第13条—第17条</u>)</p> <p>第6章 市民との関係(<u>第18条—第22条</u>)</p> <p>第7章 議会改革の推進(第23条・第24条)</p> <p>第8章 政治倫理(第25条)</p> <p>第9章 議会事務局等(第26条)</p> <p>第10章 補則(第27条・第28条)</p> <p>附則</p> <p><u>(災害に関する議員及び議会の役割)</u></p> <p><u>第6条 議員及び議会は、防災及び減災対策に率先して取り組むとともに、災害が発生した場合においては、市民生活の安全及び安心を機軸とした活動を行うとともに災害からの復興に向けて積極的な役割を果たすよう努めるものとする。</u></p> <p>第7条～第9条 [略]</p> <p><u>(反問権)</u></p>

<p>第9条～第16条 [略]</p> <p>第17条～第24条 [略]</p>	<p>第10条 <u>議会の会議において、市長等は、議員の質問に対し、議論を深めることを目的に、議長又は委員長の許可を得て、反問することができる。</u></p> <p>第11条～第18条 [略]</p> <p><u>(議会報告会)</u></p> <p>第19条 <u>議会は、市民の参加を高め、連携を深める場として、議会報告会を年1回以上開催し、広く市民に議会の活動状況を報告するとともに意見を聴取して議会活動に反映させるものとする。</u></p> <p><u>2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p><u>(市民懇談会)</u></p> <p>第20条 <u>議会は、市民、市民団体等と議員とが自由に情報及び意見を交換する場として、必要に応じて、市民懇談会を開催するものとする。</u></p> <p><u>2 市民懇談会に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>第21条～第28条 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>(一関市議会議員政治倫理条例の一部改正)</p> <p>第2条 一関市議会議員政治倫理条例（平成19年一関市条例第48号）の一部を次のように改正する。</p>	

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、一関市議会基本条例（平成19年一関市条例第41号。以下「条例」という。）<u>第21条第2項</u>の規定に基づき、一関市議会議員（以下「議員」という。）が市民の厳粛な信託を受けたものであることを認識し、市民の全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、いやしくもその地位による影響力を不正に行使して、自己の利</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、一関市議会基本条例（平成19年一関市条例第41号。以下「条例」という。）<u>第25条第2項</u>の規定に基づき、一関市議会議員（以下「議員」という。）が市民の厳粛な信託を受けたものであることを認識し、市民の全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、いやしくもその地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図る</p>

発委第3号

一関市議会会議規則の一部を改正する規則

一関市議会会議規則（平成17年一関市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第1章 会議 第8節 表決 (起立等による表決) 第70条 [略] 2～4 [略]</p> <p>第2章 委員会 第6節 表決 (起立等による表決) 第131条 [略] 2～4 [略]</p>	<p>第1章 会議 第8節 表決 (起立等による表決) 第70条 [略] 2～4 [略] <u>5 表決システムによる表決において、賛成のボタンを押さない者の賛否は、否とみなす。</u></p> <p>第2章 委員会 第6節 表決 (起立等による表決) 第131条 [略] 2～4 [略] <u>5 表決システムによる表決において、賛成のボタンを押さない者の賛否は、否とみなす。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発議第 5 号

雇用促進住宅廃止問題への適切な対応を求める意見書

雇用促進住宅は、かつて雇用保険事業の一つであった雇用福祉事業により整備された勤労者向けの住宅であり、当市においても昭和 53 年から平成 10 年にかけて、9 宿舎に 22 棟 800 戸が整備された。

このうち、平成 28 年 3 月末には 282 世帯が入居しており、多い宿舎では入居率が 70%となっている。

国においては、平成 13 年に閣議決定した「特殊法人等整理合理化計画」において、「早期に廃止」の方針を示し、最終的には、平成 33 年度までに雇用促進住宅の事業廃止を完了することとされた。

雇用促進住宅は、住宅事情が十分に整備されていない地方にあっては、比較的安価な家賃等もあり、定住などに一定の成果があったと評価している。

この雇用促進住宅の廃止問題は、その所管は「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」であるが、現に生活、入居している方々の将来への対応については、国において、全責任の基に対応すべきである。

したがって、国においては、下記事項について、入居者の声を聴き、万全な対応をとることを求める。

記

- 1 民間への売却を実施しているが、取得希望者が参加、取得可能な入札制度とすること。
- 2 入居者に対して、丁寧な説明を行うとともに、強制的な退去は行わないこと。
- 3 現に入居している方々が、将来に不安を生じないように、一律に平成 33 年度に廃止せず、各宿舎の実情に合わせた柔軟な対応を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 28 年 6 月 24 日

岩手県一関市議会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
厚生労働大臣 殿